

アルテムジカ・バロック・アンサンブル 規約

第1章 総則

第1条

本楽団を「アルテムジカ・バロック・アンサンブル」と称する。

第2条

本楽団は、事務局を神戸市内在住の楽団員のもとに置く。

第3条

本楽団は、アマチュア精神にのっとりた音楽活動を通して神戸市を中心とした地域における文化振興に貢献するとともに、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

第4条

本楽団は、前記の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 1 定期的に演奏会を開催する。
- 2 神戸を中心とした地域での音楽祭に参加する。
- 3 学校、病院、諸施設などにおけるクラシック音楽の普及のための企画に積極的に参加する。

第2章 団員

第5条

本楽団は、第3条の目的に賛同する者をもって構成する。

第6条

本楽団への入団手続きは次のように定める。

- 1 入団しようとする者は、ホームページ上などでの公募の折に、事務局に申し出、入団の承認を受けるものとする。
- 2 承認にあたっては、簡単なオーディションを実施し、可否の参考とする。

第7条

団費は月額2000円とし、演奏会の開催時に演奏会負担金を特別徴収する。

第8条

休団、あるいは退団を希望する者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

第3章 役員

第9条

本楽団に次の役員を置く。

- 1 団長
- 2 会計
- 3 庶務
- 4 会計監査

第10条

各役員任期は定めず、必要が生じた場合には総会を設定し選出する。なお、総会において各役員が再選されることを拒むことはない。

第11条

役員職務は次の通りとする。

- 1 団長は、団を代表し、団の活動を統括する。
- 2 会計は、納入された団費、演奏会負担金を所定の口座に保管し、団の運営費として活用する。
- 3 庶務は、団の事務局を統括する。
- 4 団長、会計、庶務は、役員会を構成し、団の運営にあたる。
- 5 会計監査は、会計業務を監査する。

第4章 演奏会

第12条

演奏会の開催時期、場所、プログラムは役員会で協議し、団員の承認を得るものとする。

第13条

演奏会の経費は、団費と演奏会負担金をあてる。

第14条

練習場所の設定は役員会で決定し、団員に告知される。原則、月1回の日程を組むこととし、演奏会前の数週間においてはこの限りではない。

第15条

楽器その他にかかる経費および個人負担は、次の通りとする。

- 1 原則として各自の使用する楽器は、個人の責任において購入・管理・使用・整備・運送されるものとする。
- 2 楽譜にかかる経費は運営費より支出する。なお、団の活動以外における個人で使用する楽譜に要する費用は、各自で負担することとする。
- 3 練習場所の確保にかかる費用は運営費より支出される。

第5章 会議

第16条

総会、役員会は団長が招集する。

第17条

総会は、団員によって構成され、年1回開催される。

第18条

次の場合、団長は臨時総会を招集する。

- 1 団長が必要と認めたとき。
- 2 団員の五分の一から、会議の目的を示して請求があるとき。

第6章 会計

第19条

本楽団の会計は、団費と演奏会負担金を以ってそれにあてる。

第20条

本楽団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第21条

団長は、会計年度の終了後決算報告書を作成し、会計監査の監査を経て総会の承認を得るものとする。

付 則

本規約は、平成19年8月1日をもって施行する。

付 則

本規約の改正は、平成22年1月1日より施行する。